

豊中市上下水道局キャラクターの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市上下水道局キャラクターの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、別図に定めるデザインのもをいう。

2 キャクターの愛称は、「AQU P P I (アクッピー)」という。

(権利)

第3条 キャクターに関する一切の権利は、豊中市上下水道局（以下「局」という。）に帰属する。

(使用の承認申込)

第4条 キャクターを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ豊中市上下水道局キャラクター使用承認申込書（様式第1号）に必要書類を添えて、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しその承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 局又は局の関係機関が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 住民組織が地域活動の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (5) その他管理者が適当と認めたとき。

(使用の承認基準等)

第5条 管理者は、前条の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。

- (1) 法令に違反するとき。
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するとき。
- (4) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反する内容のとき。
- (5) 公職の候補者（当該候補者となろうとする者及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するとき。
- (6) 宗教性のあるとき。
- (7) 個人の氏名広告にあたる時。
- (8) その他管理者が適当でない判断するとき。

2 管理者は、使用を承認するときは、豊中市上下水道局キャラクター使用承認通知書（様式第2号）により、使用を承認しないときは、豊中市上下水道局キャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

3 管理者は、使用を承認するときは、必要な条件を付することができるものとする。

(使用承認の期間)

第6条 キャクターの使用期間は、承認日から起算して1年を経過する日以降の最初の3月31日までとする。ただし、更新は妨げない。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (2) 別図に定めた色、形状等に沿って正しく使用すること。
- (3) 第5条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) 商標や意匠等の登録出願を行わないこと。
- (5) キャラクターを使用した商品等（以下「使用対象物件」という。）は、完成後、速やかに管理者に提出すること。ただし、使用対象物件の提出が困難なものについては、その形状の分かる写真の提出をもって代えることができる。

(使用承認内容の変更)

第9条 使用者は、キャラクターの使用承認の内容を変更しようとするときは、あらためて第4条に規定する手続きを行うものとする。

2 管理者は、前項の規定によって申込書の提出があった場合、第5条に規定する手続きを行うものとする。

(使用承認の取消し)

第10条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項又は第8条の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めたとき。

2 管理者は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、取消しの通知を受けた日以後、当該使用対象物件を使用してはならない。

4 管理者は、承認取消者に対し、当該使用対象物件の回収を求めることができる。

5 管理者は、使用承認の取消しにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(免責)

第11条 使用者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、局は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第12条 この要綱に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

豊中市上下水道局キャラクター使用承認申込書

年 月 日

（あて先）豊中市上下水道事業管理者

申込者
住所又は所在地
氏名又は代表者名
電話番号

豊中市上下水道局キャラクターを下記のとおり使用したいので申込みます。

記

使用対象物件 (品目など具体的に)	
使用目的	
使用期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量（予定）	
担当者連絡先 (所属・氏名・連絡先等)	
添付書類 ・企画の内容がわかるもの（レイアウト、スケッチ、原稿等）	

豊 水 経 第 号
年 月 日

豊中市上下水道局キャラクター使用承認通知書

様

豊中市上下水道事業管理者

年 月 日付で申込みのありました豊中市上下水道局キャラクターの使用について、下記のとおり承認します。

記

使用対象物件 (品目など具体的に)	
使用目的	
使用期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日
使用数量（予定）	
承認の条件 ・使用にあたっては、豊中市上下水道局キャラクターの使用に関する要綱に定める規定を遵守すること。	

豊 水 経 第 号
年 月 日

豊中市上下水道局キャラクター使用不承認通知書

様

豊中市上下水道事業管理者

年 月 日付で申込みのありました豊中市上下水道局キャラクターの使用について、下記の理由により承認できません。

記

理 由

別 図

キャラクター（4色、2色、単色）

基 本 形



基本形（ロゴあり）



変形1（困った顔）



変形2（怒った顔）



愛 称（4色、2色、単色）

必要に応じて、下記の愛称をキャラクターに併記する。

愛称1 「豊中市上下水道局キャラクター アクッピー」

愛称2 「アクッピー」

愛称3 「AQUPPI（アクッピー）」